



鳥取県公報

平成 20 年 6 月 24 日 (火)
号外第 7 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例 (44) (くらしの安心推進課) 9
	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (45) (給与室) 14
	鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例 (46) (〃) 15
	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (47) (指導管理課) 16
	鳥取県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例 (48) (男女共同参画推進課) . . . 18
	鳥取県立看護師等養成施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
	(49) (医療政策課) 20
	天神川流域下水道条例の一部を改正する条例 (50) (水・大気環境課) 21
	鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例
	(51) (循環型社会推進課) 23
	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
	(52) (住宅政策課) 24
	鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
	(53) (生産振興課) 25
	鳥取県宮境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例
	(54) (水産課) 28
	鳥取県漁港管理条例の一部を改正する条例 (55) (空港港湾課) 32

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例の新設について

1 条例の新設理由

- (1) 本県における犯罪認知件数は、近年減少傾向にあるものの引き続き高水準で推移している。
- (2) また、全国的にも子どもが被害者となる事件、人命が安易に奪われる事件等が増加している。
- (3) これらの状況にかんがみ、県民が犯罪におびえることなく安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、防犯施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪のないまちづくりを行うための基本的事項を定める。

2 条例の概要

(1) 目的	この条例は、犯罪のないまちづくりの推進について、基本理念を定め、県、市町村、県民、防犯団体等及び事業者の責務を明らかにするとともに、その基本となる事項を定めること等により、防犯施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪のないまちづくりに寄与することを目的とする。
(2) 基本理念	<p>ア 犯罪のないまちづくりは、日常生活において自らの安全は自らが守るという意識の下に行われる、県民一人一人の自主的な取組を基本として推進されなければならない。</p> <p>イ 犯罪のないまちづくりは、県民等が互いの自主性を尊重しつつ、協力して取り組むことにより推進されなければならない。</p> <p>ウ 犯罪のないまちづくりは、県、市町村及び県民等の適切な役割分担及び協働の下で推進されなければならない。</p> <p>エ 犯罪のないまちづくりは、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られるよう推進されなければならない。</p>
(3) 推進計画	<p>ア 知事は、県が防犯施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>イ 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(ア) 防犯施策の推進に関する基本的な方針</p> <p>(イ) 自主防犯活動の促進に関する事項</p> <p>(ウ) 防犯環境整備の促進に関する事項</p> <p>(エ) 犯罪被害者等の支援に関する事項</p> <p>(オ) その他犯罪のないまちづくりを推進するために必要な事項</p> <p>ウ 知事は、推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、鳥取県犯罪のないまちづくり協議会の意見を聴くものとする。</p>
(4) 自主防犯活動の促進	<p>ア 県は、県民等が犯罪のないまちづくりに関する理解を深め、自主防犯活動が活発に行われるよう、必要な広報その他の啓発活動を行うとともに、情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。</p> <p>イ 県は、自主防犯活動を行う防犯団体等及びその指導者の育成のための支援を行うものとする。</p>
(5) 通報等	<p>ア 人の生命、身体、財産等に危害を加え、又はそのおそれがある者（以下「不審者等」という。）を発見した者は、警察その他の関係機関に通報するよう努めるものとする。</p> <p>イ 通報を受けた警察その他の関係機関は、必要があると認めるときは、周辺住民等に対し、当該不審者等の情報を提供し、地域における犯罪の防止のために必要な措置を講ずるものとする。</p>
(6) 児童等の安	ア 学校における措置

全の確保	<p>(ア) 学校又は児童福祉施設（以下「学校等」という。）の設置者等（施設を設置し、又は管理する者をいう。以下同じ。）は、当該学校等における児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）の安全を確保するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(イ) 知事及び教育委員会は、公安委員会と協議して、(ア)の措置の参考となるべき指針を定めるものとする。</p> <p>イ 通学路等の措置</p> <p>(ア) 学校等の設置者等、通学路等（学校等への通学、通園等の用に供される道路又は児童等が利用する公園、広場等をいう。以下同じ。）を管理する者及び通学路等に係る地域を管轄する警察署長は、児童等の保護者及び通学路等に係る地域の防犯団体等と連携して、当該通学路等における児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(イ) 知事及び教育委員会は、公安委員会と協議して、(ア)の措置の参考となるべき指針を定めるものとする。</p>
(7) 高齢者等の安全の確保	<p>県は、高齢者、障害者その他犯罪を防止する上で特別な配慮を必要とする者（以下「高齢者等」という。）及び高齢者等の日常生活の支援を行う者に対し、高齢者等が犯罪により害を被ることがないようにするために必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。</p>
(8) 防犯に配慮した住宅	<p>ア 住宅の設計又は建築を業とする者（以下「住宅業者」という。）は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅（以下「防犯住宅」という。）の普及が進むよう努めるものとする。</p> <p>イ 共同住宅を所有し、又は管理する者（以下「共同住宅所有者等」という。）は、当該住宅を防犯住宅とするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>ウ 知事及び公安委員会は、共同して、住宅を防犯住宅とする上で参考となるべき指針を定めるものとする。</p>
(9) 防犯に配慮した公園等	<p>ア 公園又は道路（以下「公園等」という。）の設置者等は、当該公園等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>イ 知事及び公安委員会は、共同して、アの措置の参考となるべき指針を定めるものとする。</p>
(10) 防犯に配慮した自動車駐車場等	<p>ア 自動車駐車場又は自転車駐輪場（以下「駐車場等」という。）の設置者等は、当該駐車場等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>イ 知事及び公安委員会は、共同して、アの措置の参考となるべき指針を定めるものとする。</p>
(11) 深夜小売業者等の防犯措置	<p>ア 深夜（午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。）において小売業を営む者並びに銀行その他の金融機関及び貸金業者（以下「深夜小売業者等」という。）は、その営業のための施設を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>イ 知事及び公安委員会は、共同して、アの措置の参考となるべき指針を定めるものとする。</p>
(12) 空家の防犯措置	<p>空家を所有し、又は管理する者は、当該空家が犯罪に利用されることを防止するため、侵入の防止その他管理上必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>
(13) 防犯に配慮した自動車等の	<p>自動車、原動機付自転車又は自転車（以下「自動車等」という。）の販売、貸出し又は整備を業とする者は、盗難の防止に配慮した構造又は設備を有する自動車等及び</p>

普及	その盗難を防止するための装置の普及に努めるものとする。
(14) 防犯に配慮した自動販売機の普及	ア 自動販売機の販売又は貸出しを業とする者は、盗難の防止に配慮した構造又は設備を有する自動販売機の普及に努めるものとする。 イ 自動販売機の設置者等は、当該自動販売機からの盗難を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
(15) 優良防犯施設の認定	ア 知事は、規則で定めるところにより、防犯のための措置が講じられていると認める施設を、優良防犯施設として認定することができる。 イ アにより認定した施設が優良防犯施設に該当しなくなったときは、知事は、認定を取り消すことができる。
(16) 犯罪被害者等の支援	ア 県は、犯罪被害者等の支援に関し、県下各地域の状況に応じた施策を策定し、国、市町村及び犯罪被害者等を支援する活動を行う民間団体と連携して、これを実施するものとする。 イ 県民等は、犯罪被害者等が犯罪被害者等であることを事由として不当に差別を受けることがないようにその権利を擁護するとともに、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害することがないように十分配慮するものとし、県は、教育活動、広報活動等を通じて、その重要性等について県民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。
(17) 鳥取県犯罪のないまちづくり協議会	推進計画の策定及び推進計画に基づく防犯施策の実施状況その他犯罪のないまちづくりに関する重要事項を調査審議させるため、附属機関として、鳥取県犯罪のないまちづくり協議会を設置する。
(18) 施行期日	施行期日は、公布日とする。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴い、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症に対する体制整備の一環として職員の特殊勤務手当の支給対象業務を見直す。

2 条例の概要

(1) 防疫等業務手当の支給対象業務に、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の病原体に汚染されている区域において行う患者の看護、当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業又は当該区域から患者を移送する業務を加える。

(2) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

職務の性質及び実態にかんがみ、鳥取県男女共同参画推進員の報酬を改める。

2 条例の概要

(1) 鳥取県男女共同参画推進員の報酬を月額20,000円（現行 月額122,000円）とする。

(2) 施行期日は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）とする。

◇鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止するため、温泉法の一部が改正され、温泉の採取に係る許可制度が創設されたこと等に伴い、これらの事務について手数料を徴収することとする。

2 条例の概要

- (1) 温泉法に基づく次に掲げる許可等の事務について、それぞれに定める額の手数料を徴収する。
 - ア 掘削のための施設等の変更の許可 1件につき24,000円
 - イ ゆう出路の増掘のための施設等の変更の許可 1件につき24,000円
 - ウ 温泉の採取の許可 1件につき35,000円
 - エ 温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継に係る承認 1件につき7,400円
 - オ 可燃性天然ガスの濃度についての確認 1件につき7,400円
 - カ 温泉の採取のための施設等の変更の許可 1件につき24,000円
- (2) 施行期日は、平成20年8月1日とする(1)オの一部を除き、同年10月1日とする。

◇鳥取県男女共同参画推進条例の一部改正について

1 条例の改正理由

鳥取県男女共同参画推進員（以下「推進員」という。）の勧告を尊重し、県民又は事業者が県の男女共同参画推進施策等に苦情があるときの推進員への申出について、申出をした者（以下「申出者」という。）の氏名、住所等が明らかでない場合でも対応できるよう所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 県の男女共同参画推進施策等についての推進員への苦情の申出について、申出者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に規定する被害者であるときなど氏名、住所等を明らかにし難い場合には、その理由を付し、氏名、住所等を明らかにしないで申し出ることができるものとする。
- (2) 推進員は、(1)の申出にあつては、その審査結果をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- (3) 男女共同参画を阻害すると認められること等についての知事への申出について、(1)及び(2)と同様の措置を講ずる。
- (4) 県民又は事業者は、知事又は推進員への申出を行うに当たっては、当該申出により第三者の人権が不当に侵害されることのないよう配慮しなければならない。
- (5) 知事又は推進員は、(4)に違反した申出があつたときには、申出に対する対応を行わないものとする。
- (6) 知事は、平成23年度末を目途として、この条例の規定及び実施状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- (7) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県立看護師等養成施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

保健師学校養成所の教育内容の基準が見直され、鳥取県立看護師等養成施設における教育課程の編成が困難となったこと、及び県内における保健師の需要が少ないこと等により、鳥取県立看護師等養成施設においては、保健師を養成しないこととする。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県立看護師等養成施設において養成する者から保健師を除くこととする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布の日とする(2)を除き、平成21年4月1日とする。

◇天神川流域下水道条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 県が管理し、現在財団法人鳥取県天神川流域下水道公社に施設設備の維持管理等の業務を委託している天神川流域下水道について、平成21年4月1日から指定管理者制度を導入する。
- (2) 天神川流域下水道の維持管理は、関係市町による関与が求められること、災害その他非常の事態の発生の際における危機管理上、施設管理に習熟した職員配置が必要であること等から、公募によらず、知事がそ

の候補者を選定する。

2 条例の概要

天神川流域下水道の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 指定管理者による管理

天神川流域下水道の運転、施設等の維持管理及び修繕その他管理に関する業務を、指定管理者に行わせる。

(2) 指定管理者の選定の特例

指定管理者は、知事はその候補者を選定する。

(3) 指定管理者の管理の期間

5年間

(4) 施行期日

施行期日は、公布日とする(5)を除き、平成21年4月1日とする。

(5) 準備行為

指定管理者の指定のために必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

◇鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

倉吉市が鳥取県環境美化の促進に関する条例に相当する条例を制定して、空き缶等をみだりに投棄することを禁止することにより環境美化の促進に取り組むことにかんがみ、倉吉市の区域を条例の適用外とするよう所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 条例の規定を適用しない区域に倉吉市を加える。

(2) 施行期日等

ア 施行期日は、規則で定める日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県営住宅の一部の団地における水道及び下水道の施設の使用について、知事が使用料として徴収することとするため所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 規則で定める県営住宅については、当該県営住宅が所在する市町村の条例で定める水道及び下水道の使用料は県が負担することとし、知事は、当該県が負担する額を当該県営住宅の各住戸の使用水量であん分した額の使用料を当該住戸の入居者から徴収することとする。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成20年7月1日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県が管理している鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館（以下「二十世紀梨記念館」という。）について、平成21年4月1日から指定管理者制度を導入する。

2 条例の概要

二十世紀梨記念館の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 指定管理者による管理	二十世紀梨記念館の利用許可、施設設備の維持管理その他管理に関する業務を、指定管理者に行わせる。
(2) 指定管理者の管理の期間	5年間
(3) 開館時間及び休館日	指定管理者が知事の承認を得て定める。
(4) 利用許可	二十世紀梨記念館を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。
(5) 行為の制限等	指定管理者は、施設設備をき損する者等に対して、入館を拒み、又は退去を命ずることができる。
(6) 措置命令	指定管理者は、二十世紀梨記念館の適正な管理を図るため、利用者に対し、必要な措置を命ずることができる。
(7) 利用料金	ア 二十世紀梨記念館の利用料金は、協定で定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。 イ 利用料金は、あらかじめ知事の承認を得て定める。
(8) 料金の減免	指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減免しなければならない。
(9) 施行期日	施行期日は、公布日とする(10)アを除き、平成21年4月1日とする。
(10) 経過措置等	ア 指定管理者の指定等の行為については、この条例の施行前においても行うことができる。 イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 県が管理している鳥取県営境港水産物地方卸売市場（以下「市場」という。）について、平成21年4月1日から指定管理者制度を導入する。
- (2) 卸売業務の効率化、市場機能の強化を図るため、公募によらず、知事はその候補者を選定する。

2 条例の概要

市場の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 指定管理者による管理	市場の施設等の利用許可、使用料の徴収及び収納、維持管理その他管理に関する業務を、指定管理者に行わせる。
(2) 指定管理者の選定の特例	指定管理者は、知事その候補者を選定する。
(3) 指定管理者の管理の期間	5年間
(4) 開場時間及び休場日	指定管理者が知事の承認を得て定める。
(5) 卸売予定数量等の報告及び掲示	ア 卸売業者は、毎開場日の卸売予定数量等を指定管理者に報告しなければならない。 イ 指定管理者は、卸売予定数量等の報告を受けたときは、その内容を市場内に掲示する。
(6) 利用許可	市場を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。
(7) 行為の制限等	指定管理者は、市場施設をき損する者等に対して、当該行為を制止し、又は退去その他必要な措置を命ずることができる。

(8) 施行期日	施行期日は、公布日とする(9)アを除き、平成21年4月1日とする。
(9) 経過措置等	ア 指定管理者の指定等の行為については、この条例の施行前においても行うことができる。 イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県漁港管理条例の一部改正について

1 条例の改正理由

- (1) 県が管理している境漁港について、平成21年4月1日から指定管理者制度を導入する。
- (2) 鳥取県管境港水産物地方卸売市場と一体となった管理を行うことにより、管理業務の効率化を図るため、公募によらず、知事はその候補者を選定する。

2 条例の概要

境漁港の管理を指定管理者に行わせるために必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 指定管理者による管理	境漁港の施設設備の維持管理その他管理に関する業務を、指定管理者に行わせる。
(2) 指定管理者の選定の特例	指定管理者は、知事はその候補者を選定する。
(3) 指定管理者の管理の期間	5年間
(4) 港内の秩序維持	指定管理者は、港内の秩序維持のため特に必要があると認めるときは、てい泊、停留又はけい留（以下「停けい泊」という。）をする船舟に対して移動を命ずることができる。
(5) 停けい泊禁止区域	船舟又はいかだは、知事が指定した停けい泊禁止区域に停けい泊してはならない。ただし、指定管理者の許可を受けた場合は、この限りでない。
(6) 危険物等についての制限	ア 危険物等を積載した船舟は、指定管理者の指示した場所でなければ停けい泊してはならない。 イ 危険物等の荷役をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。
(7) 放置物件の除去命令	漁港区域内の水域における漂着物等の物件又は漁港施設内に放置された物件が漁港の利用を著しく阻害するおそれがあるときは、指定管理者は、当該物件の所有者等に対し、その除去を命ずることができる。
(8) 陸揚輸送等の区域における利用の調整	ア 指定管理者は、知事が指定した陸揚げ輸送等の区域内にある漁港施設の運営上必要があると認めるときは、当該漁港施設において漁獲物等の陸揚又は船積を行う者に対し、陸揚又は船積を行う場所、時間等につき必要な指示をすることができる。 イ 船舟は、漁獲物等の陸揚又は船積が終わったときは、速やかに指定区域外に移動しなければならない。ただし、指定管理者が当該区域の利用上支障がないと認めて許可した場合は、この限りでない。
(9) 利用の届出	漁港施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に届け出なければならない。この場合において、輸送施設については、知事が指定したものに限る。
(10) 施行期日	施行期日は、公布日とする(11)アを除き、平成21年4月1日とする。
(11) 経過措置等	ア 指定管理者の指定等の行為については、この条例の施行前においても行うことができる。 イ 所要の経過措置を講ずる。

条 例

鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例をここに公布する。

平成20年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第44号

鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第9条）
- 第2章 自主防犯活動等（第10条－第14条）
- 第3章 防犯環境整備（第15条－第21条）
- 第4章 優良防犯施設の認定（第22条）
- 第5章 犯罪被害者等の支援（第23条）
- 第6章 鳥取県犯罪のないまちづくり協議会（第24条－第29条）
- 第7章 雑則（第30条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪のないまちづくりの推進について、基本理念を定め、県、市町村、県民、防犯団体等及び事業者の責務を明らかにするとともに、その基本となる事項を定めること等により、防犯施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪のないまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）犯罪のないまちづくり 犯罪が防止され、県民が犯罪におびえることなく安心して暮らすことができる地域社会を実現していくことをいう。
- （2）防犯団体等 自主防犯活動を行うことを目的として設立された団体、自主防犯活動を行う地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他犯罪のないまちづくりの推進に資する活動を行う団体をいう。
- （3）防犯施策 犯罪のないまちづくりを推進するために、県又は市町村が実施する施策をいう。
- （4）犯罪被害者等 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- （5）自主防犯活動 犯罪のないまちづくりを推進するために、県民、防犯団体等又は事業者（以下「県民等」という。）が行う自主的な活動をいう。
- （6）防犯環境整備 犯罪のないまちづくりを推進するために、県、市町村及び県民等が行う生活環境の整備に係る取組をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪のないまちづくりは、日常生活において自らの安全（犯罪に対するものとする。以下同じ。）は自らが守ると意識の下に行われる、県民一人一人の自主的な取組を基本として推進されなければならない。

2 犯罪のないまちづくりは、県民等が互いの自主性を尊重しつつ、協力して取り組むことにより推進されなければならない。

3 犯罪のないまちづくりは、県、市町村及び県民等の適切な役割分担及び協働の下で推進されなければならない。

い。

4 犯罪のないまちづくりは、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られるよう推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、広域的な見地から総合的な防犯施策を策定し、市町村及び県民等と協働してこれを実施しなければならない。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、地域の特性、実情等に即して防犯施策を策定し、及び実施するものとし、県及び県民等との連携に努めるものとする。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪のないまちづくりに関する理解を深め、日常生活における自らの安全の確保と地域における自主防犯活動への積極的な参加に努めるものとする。

2 県民は、犯罪のないまちづくりを進める上で各人の規範意識が重要な役割を有していることを認識し、協力して家庭や地域において規範意識を醸成するよう努めるものとする。

3 県民は、防犯施策に協力するよう努めるものとする。

(防犯団体等の責務)

第7条 防犯団体等は、基本理念にのっとり、地域における自主防犯活動を主体的に企画し、これを実施するよう努めるものとする。

2 防犯団体等は、前項の自主防犯活動を実施するに当たっては、県、市町村及び他の防犯団体等との連携を図ることにより、その効果的な推進に努めるものとする。

3 防犯団体等は、地域において防犯施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、当該事業者が所有し、又は管理する施設及びその事業活動における安全の確保と自主防犯活動への取組に努めるものとする。

2 事業者は、従業員が自主防犯活動に参加しやすい環境の整備に努めるものとする。

3 事業者は、防犯施策に協力するよう努めるものとする。

(推進計画)

第9条 知事は、県が防犯施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 防犯施策の推進に関する基本的な方針

(2) 自主防犯活動の促進に関する事項

(3) 防犯環境整備の促進に関する事項

(4) 犯罪被害者等の支援に関する事項

(5) その他犯罪のないまちづくりを推進するために必要な事項

3 知事は、推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、鳥取県犯罪のないまちづくり協議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。ただし、鳥取県犯罪のないまちづくり協議会があらかじめ定めた軽微な変更については、この限りでない。

第2章 自主防犯活動等

(自主防犯活動の促進)

第10条 県は、県民等が犯罪のないまちづくりに関する理解を深め、自主防犯活動が活発に行われるよう、必要な広報その他の啓発活動を行うとともに、情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

2 県は、自主防犯活動を行う防犯団体等及びその指導者の育成のための支援を行うものとする。

(通報等)

第11条 人の生命、身体、財産等に危害を加え、又はそのおそれがある者（以下「不審者等」という。）を発見した者は、警察その他の関係機関に通報するよう努めるものとする。

2 前項の規定による通報を受けた警察その他の関係機関は、必要があると認めるときは、周辺住民等に対し、当該不審者等の情報を提供し、地域における犯罪の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(児童等の安全の確保)

第12条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）、同法第124条に規定する専修学校（同法第125条第1項に限定する高等課程に限る。）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（以下「学校等」という。）の設置者等（施設を設置し、又は管理する者をいう。以下同じ。）は、当該学校等における児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）の安全を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

2 知事及び教育委員会は、公安委員会と協議して、前項の措置の参考となるべき指針を定めるものとする。

3 知事及び教育委員会は、前項の指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

4 県は、学校等の設置者等に対し、第1項の措置について、必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

第13条 学校等の設置者等、通学路等（学校等への通学、通園等の用に供される道路又は児童等が利用する公園、広場等をいう。以下同じ。）を管理する者及び通学路等に係る地域を管轄する警察署長は、児童等の保護者及び通学路等に係る地域の防犯団体等と連携して、当該通学路等における児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

2 知事及び教育委員会は、公安委員会と協議して、前項の措置の参考となるべき指針を定めるものとする。

3 前条第3項の規定は、前項の指針について準用する。

(高齢者等の安全の確保)

第14条 県は、高齢者、障害者その他犯罪を防止する上で特別な配慮を必要とする者（以下「高齢者等」という。）及び高齢者等の日常生活の支援を行う者に対し、高齢者等が犯罪により害を被ることがないようにするために必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

第3章 防犯環境整備

(防犯に配慮した住宅)

第15条 住宅の設計又は建築を業とする者（以下「住宅業者」という。）は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅（以下「防犯住宅」という。）の普及が進むよう努めるものとする。

2 共同住宅を所有し、又は管理する者（以下「共同住宅所有者等」という。）は、当該住宅を防犯住宅とするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 知事及び公安委員会は、共同して、住宅を防犯住宅とする上で参考となるべき指針を定めるものとする。

4 第12条第3項の規定は、前項の指針について準用する。

5 県は、住宅業者、共同住宅所有者等、住宅を建築しようとする者又は住宅に居住する者に対し、防犯住宅の構造、設備等について必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

(防犯に配慮した公園等)

第16条 公園又は道路（以下「公園等」という。）の設置者等は、当該公園等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるものとする。

2 知事及び公安委員会は、共同して、前項の措置の参考となるべき指針を定めるものとする。

3 第12条第3項の規定は、前項の指針について準用する。

4 県は、公園等の設置者等に対し、犯罪の防止に配慮した公園等の構造、設備等について必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

(防犯に配慮した自動車駐車場等)

第17条 自動車駐車場又は自転車駐輪場（以下「駐車場等」という。）の設置者等は、当該駐車場等を犯罪の防

止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 知事及び公安委員会は、共同して、前項の措置の参考となるべき指針を定めるものとする。
- 3 第12条第3項の規定は、前項の指針について準用する。
- 4 県は、駐車場等の設置者等に対し、犯罪の防止に配慮した駐車場等の構造、設備等について必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

(深夜小売業者等の防犯措置)

第18条 深夜（午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。）において小売業を営む者並びに銀行その他の金融機関及び貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者（以下「深夜小売業者等」という。）は、その営業のための施設を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 知事及び公安委員会は、共同して、前項の措置の参考となるべき指針を定めるものとする。
- 3 第12条第3項の規定は、前項の指針について準用する。
- 4 県は、深夜小売業者等に対し、第1項の措置について必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

(空家の防犯措置)

第19条 空家を所有し、又は管理する者は、当該空家が犯罪に利用されることを防止するため、侵入の防止その他管理上必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(防犯に配慮した自動車等の普及)

第20条 自動車、原動機付自転車又は自転車（以下「自動車等」という。）の販売、貸出し又は整備を業とする者は、盗難の防止に配慮した構造又は設備を有する自動車等及びその盗難を防止するための装置の普及に努めるものとする。

(防犯に配慮した自動販売機の普及)

第21条 自動販売機の販売又は貸出しを業とする者は、盗難の防止に配慮した構造又は設備を有する自動販売機の普及に努めるものとする。

- 2 自動販売機の設置者等は、当該自動販売機からの盗難を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 優良防犯施設の認定

第22条 知事は、規則で定めるところにより、防犯のための措置が講じられていると認める施設を、優良防犯施設として認定することができる。

- 2 前項の規定により認定した施設が優良防犯施設に該当しなくなったときは、知事は、同項の認定を取り消すことができる。

第5章 犯罪被害者等の支援

第23条 県は、犯罪被害者等の支援に関し、県下各地域の状況に応じた施策を策定し、国、市町村及び犯罪被害者等を支援する活動を行う民間団体と連携して、これを実施するものとする。

- 2 県民等は、犯罪被害者等が犯罪被害者等であることを事由として不当に差別を受けることがないようにその権利を擁護するとともに、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穩を害することがないように十分配慮するものとし、県は、教育活動、広報活動等を通じて、その重要性等について県民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

第6章 鳥取県犯罪のないまちづくり協議会

(設置)

第24条 推進計画の策定、推進計画に基づく防犯施策の実施状況その他犯罪のないまちづくりに関する重要事項を調査審議させるため、附属機関として、鳥取県犯罪のないまちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第25条 協議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第26条 委員は、犯罪のないまちづくりに関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第27条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第28条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営に関する細則)

第29条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第7章 雑則

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第45号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（防疫等業務手当）</p> <p>第4条 防疫等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>（1） 職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）第6条第2項、<u>第3項、第7項及び第9項</u>に定める感染症並びに<u>人事委員会</u>がこれらに相当すると認める感染症の病原体に汚染されている区域において行う患者の看護、当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業又は当該区域から患者を移送する業務に従事したとき。</p> <p>（2）～（4） 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>（防疫等業務手当）</p> <p>第4条 防疫等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>（1） 職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）第6条第2項<u>及び第3項</u>に定める感染症<u>及び人事委員会</u>がこれらに相当すると認める感染症の病原体に汚染されている区域において行う患者の看護、当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業又は当該区域から患者を移送する業務に従事したとき。</p> <p>（2）～（4） 略</p> <p>2及び3 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第46号

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条、第4条関係）		別表第1（第2条、第4条関係）	
区分	報酬又は給料の額	区分	報酬又は給料の額
略		略	
鳥取県男女共同参画 推進員	<u>1日につき 20,000円</u>	鳥取県男女共同参画 推進員	<u>月額 122,000円</u>
略		略	

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第47号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(95の3) 略</p> <p><u>(95の4) 温泉法の一部を改正する法律（平成19年法律第121号）附則第6条の規定によりその例によることとされる同法による改正後の温泉法第14条の5第1項の規定に基づく可燃性天然ガスの濃度についての確認</u> <u>1件につき7,400円</u></p> <p>(96)～(326) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(95の3) 略</p> <p>(96)～(326) 略</p> <p>2 略</p>

第2条 鳥取県手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(93の2) 略</p> <p><u>(93の3) 温泉法第7条の2第1項の規定に基づく掘削のための施設等の変更の許可</u> <u>1件につき24,000円</u></p> <p>(94)及び(94の2) 略</p> <p><u>(94の3) 温泉法第11条第2項において準用する同法第7条の2第1項の規定に基づく増掘のための施設等の変更の許可</u> <u>1件につき24,000円</u></p> <p><u>(94の4) 温泉法第14条の2第1項の規定に基づく温泉の採取の許可</u> <u>1件につき35,000円</u></p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(93の2) 略</p> <p>(94)及び(94の2) 略</p>

<p>(94の5) <u>前号の許可を受けた者の地位の承継に係る温泉法第14条の3第1項又は第14条の4第1項の規定に基づく承認</u> 1件につき7,400円</p> <p>(94の6) <u>温泉法第14条の5第1項の規定に基づく可燃性天然ガスの濃度についての確認</u> 1件につき7,400円</p> <p>(94の7) <u>温泉法第14条の7第1項の規定に基づく温泉の採取のための施設等の変更の許可</u> 1件につき24,000円</p> <p>(95)～(95の3) 略</p> <p>(96)～(326) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(95)～(95の3) 略</p> <p>(95の4) <u>温泉法の一部を改正する法律（平成19年法律第121号）附則第6条の規定によりその例によることとされる同法による改正後の温泉法第14条の5第1項の規定に基づく可燃性天然ガスの濃度についての確認</u> 1件につき7,400円</p> <p>(96)～(326) 略</p> <p>2 略</p>
--	--

附 則

この条例中第1条の規定は平成20年8月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

鳥取県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第48号

鳥取県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例

鳥取県男女共同参画推進条例（平成12年鳥取県条例第83号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
目次 前文 第1章 略 第2章 男女共同参画に関する基本的施策（第8条— <u>第19条の2</u> ） 第3章～第6章 略 附則 （知事への申出） 第18条 県民又は事業者は、男女共同参画を阻害すると認められること又は男女共同参画に必要と認められることがあるときは、その旨を知事に申し出ることができる。 <u>この場合において、県民又は事業者が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者（以下「DV被害者」という。）であるときなど氏名、住所等を明らかにし難い場合には、その理由を付し、氏名、住所等を明らかにしないで申し出ることができるものとする。</u> 2 知事は、前項の規定による申出を受けたときは、男女共同参画に資するよう適切に対応し、その結果を当該申出をした者に対し通知しなければならない。 <u>ただし、同項後段に定める申出にあつては、知事は、その対応結果をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</u> （鳥取県男女共同参画推進員への申出） 第19条 県民又は事業者は、県の男女共同参画推進施策、 <u>男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められ</u>	目次 前文 第1章 略 第2章 男女共同参画に関する基本的施策（第8条— <u>第19条</u> ） 第3章～第6章 略 附則 （知事への申出） 第18条 県民又は事業者は、男女共同参画を阻害すると認められること又は男女共同参画に必要と認められることがあるときは、その旨を知事に申し出ることができる。 2 知事は、前項の規定による申出を受けたときは、男女共同参画に資するよう適切に対応し、その結果を当該申出をした者に対し通知しなければならない。 （鳥取県男女共同参画推進員への申出） 第19条 県民又は事業者は、県の男女共同参画推進施策 <u>又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認めら</u>

<p>る施策又は前条第2項ただし書の規定により公表された対応結果についての苦情があるときは、鳥取県男女共同参画推進員に申し出ることができる。<u>この場合において、県民又は事業者が、DV被害者であるときなど氏名、住所等を明らかにし難い場合には、その理由を付し、氏名、住所等を明らかにしないで申し出ることができるものとする。</u></p> <p>2 県民又は事業者は、<u>前条第2項本文の規定による通知の内容に対して不服があるときは、鳥取県男女共同参画推進員に申し出ることができる。</u></p>	<p>れる施策についての苦情があるときは、鳥取県男女共同参画推進員に申し出ることができる。</p> <p>2 県民又は事業者は、<u>前条第2項の規定による通知の内容に対して不服があるときは、鳥取県男女共同参画推進員に申し出ることができる。</u></p>
<p>(人権への配慮)</p> <p>第19条の2 県民又は事業者は、<u>前2条の規定による申出を行うに当たっては、当該申出により第三者の人権が不当に侵害されることのないよう配慮しなければならない。</u></p> <p>2 知事又は鳥取県男女共同参画推進員は、<u>前項の規定に違反した申出があったときは、申出に対する対応を行わないものとする。</u></p>	
<p>第3章 略</p>	<p>第3章 略</p>
<p>(審査結果の通知)</p> <p>第29条 推進員は、苦情又は不服について審査を終えたときは、当該苦情又は不服の申出をした者及び関係する県の機関に、その結果を通知しなければならない。<u>ただし、第19条第1項後段に定める申出においては、推進員は、その審査結果をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</u></p>	<p>(審査結果の通知)</p> <p>第29条 推進員は、苦情又は不服について審査を終えたときは、当該苦情又は不服の申出をした者及び関係する県の機関に、その結果を通知しなければならない。</p>
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(検討)</p> <p>2 知事は、<u>平成23年度末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(検討)</p> <p>2 知事は、<u>この条例の施行後5年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。</u></p>

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県立看護師等養成施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第49号

鳥取県立看護師等養成施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立看護師等養成施設の設置及び管理に関する条例（平成7年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立看護師等養成施設の設置及びその管理に関する事項について<u>定めるもの</u>とする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 看護師及び助産師として必要な知識及び技能を修得させるため、鳥取県立看護師等養成施設（以下「<u>看護師等養成施設</u>」という。）を次のとおり設置する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>(懲戒)</p> <p>第8条 知事は、教育上必要があると認めるときは、その事情により、生徒に対して訓告、停学又は退学の処分を行うことができる。ただし、退学は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する生徒に限り、行うことができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立看護師等養成施設の設置及びその管理に関する事項について<u>定めることを目的</u>とする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 看護師、<u>保健師</u>及び助産師として必要な知識及び技能を修得させるため、鳥取県立看護師等養成施設（以下「<u>看護師等養成施設</u>」という。）を次のとおり設置する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>(懲戒)</p> <p>第8条 知事は、教育上必要があると認めるときは、その事情により、生徒に対して訓告、停学又は退学の処分を行うことができる。ただし、退学は、次の各号の<u>一に</u>該当する生徒に限り、行うことができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第8条の改正は、公布の日から施行する。

天神川流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第50号

天神川流域下水道条例の一部を改正する条例

天神川流域下水道条例（昭和58年鳥取県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(趣旨)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項及び下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の10第1項において準用する同法第25条の規定に基づき、天神川流域下水道の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p>	
<p><u>(設置等)</u></p> <p><u>第2条 天神川流域下水道（以下「流域下水道」という。）を倉吉市並びに東伯郡三朝町、湯梨浜町及び北栄町に設置する。</u></p> <p><u>2 流域下水道に接続する公共下水道は、倉吉市、三朝町、湯梨浜町及び北栄町が管理する公共下水道（旧泊村及び旧大栄町の管理に属していた公共下水道の全部並びに旧北条町の管理に属していた公共下水道のうち知事が別に定めるものを除く。）とする。</u></p>	<p><u>(設置)</u></p> <p><u>第1条 下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の2第1項の規定に基づき、天神川流域下水道（以下「流域下水道」という。）を設置する。</u></p>
	<p><u>(流域関連公共下水道)</u></p> <p><u>第2条 流域下水道に接続する公共下水道は、倉吉市、三朝町、湯梨浜町及び北栄町が管理する公共下水道（旧泊村及び旧大栄町の管理に属していた公共下水道の全部並びに旧北条町の管理に属していた公</u></p>

<p>(指定管理者による管理)</p> <p><u>第3条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、流域下水道に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</u></p> <p>(1) <u>流域下水道の運転に関する業務</u></p> <p>(2) <u>流域下水道の施設、設備及び備品の維持管理並びにこれらの修繕に関する業務</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、流域下水道の管理に関する業務（知事のみの特権に属するものを除く。）</u></p> <p>(指定管理者の選定の特例)</p> <p><u>第4条 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第6条第1項第1号及び同条第3項の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、流域下水道の指定管理者の候補者を選定するものとする。</u></p> <p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p><u>第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該指定を受けた日）から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第6条 略</u></p>	<p><u>共下水道のうち知事が別に定めるものを除く。）とする。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第3条 略</u></p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 2 改正後の天神川流域下水道条例第3条の規定による知事の指定及びこれに関し必要な手続その他この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第51号

鳥取県環境美化の促進に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県環境美化の促進に関する条例（平成9年鳥取県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(適用除外) 第13条 この条例の規定は、鳥取市、 <u>米子市及び倉吉市</u> の区域については、適用しない。	(適用除外) 第13条 この条例の規定は、鳥取市 <u>及び米子市</u> の区域については、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前に倉吉市の区域においてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第52号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（入居者の費用負担義務等）</p> <p>第15条 略</p> <p><u>第15条の2 前条の規定にかかわらず、簡易専用水道施設により給水を行う県営住宅のうち規則で定めるものにおける水道及び下水道の使用料（当該使用料として当該県営住宅の所在する市町村の条例で定める方法により算定され、当該市町村から県に支払請求があったものに限る。以下「水道等の料金」という。）は、県の負担とする。</u></p> <p><u>2 知事は、前項の規則で定める県営住宅における水道及び下水道の施設の使用について、同項の規定により水道等の料金として県が負担する額を規則で定めるところにより算定する当該県営住宅の各住戸の使用水量であん分した額の使用料を当該住戸の入居者から徴収する。</u></p> <p><u>3 前項の使用料は、第9条第4項の入居可能日から県営住宅を明け渡した日（入居者が第23条第1項の検査を受けないで県営住宅を退居したときは、知事はその事実を知った日）までの使用について徴収する。</u></p>	<p style="text-align: center;">（入居者の費用負担義務）</p> <p>第15条 略</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の分の水道等の料金（当該水道等の料金のうち、同日前の分と一括して支払請求のあったもの（以下「施行日前分を含む料金」という。）を除く。）について適用し、同日前の分の水道等の料金及び施行日前分を含む料金については、なお従前の例による。

鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第53号

鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例（平成12年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(指定管理者による管理)</p> <p><u>第2条 知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、二十世紀梨記念館に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</u></p> <p><u>(1) 二十世紀梨記念館の利用の許可に関する業務</u></p> <p><u>(2) 二十世紀梨記念館の施設設備の維持管理に関する業務</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、二十世紀梨記念館の管理に関する業務（知事のみの特権に属するものを除く。）</u></p>	
<p style="text-align: center;">(指定管理者の管理の期間)</p> <p><u>第3条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該指定を受けた日）から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</u></p>	
<p style="text-align: center;">(開館時間及び休館日)</p> <p><u>第4条 二十世紀梨記念館の開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。</u></p> <p><u>2 二十世紀梨記念館の休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。</u></p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、知事から指示があつ</u></p>	

た場合その他規則で定める場合には、指定管理者は、第1項の開館時間及び前項の休館日を臨時に変更することができる。

(利用の許可)

第5条 二十世紀梨記念館を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならぬ。

(1)～(4) 略

3 指定管理者は、二十世紀梨記念館の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(行為の制限等)

第6条 略

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、二十世紀梨記念館への入館を拒み、又は二十世紀梨記念館からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第7条 指定管理者は、二十世紀梨記念館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第8条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

(1)～(6) 略

(利用の許可)

第2条 二十世紀梨記念館を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 知事は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をするものとする。

(1)～(4) 略

3 知事は、二十世紀梨記念館の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(行為の制限等)

第3条 略

2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、二十世紀梨記念館への入館を拒み、又は二十世紀梨記念館からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第4条 知事は、二十世紀梨記念館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、第2条の規定による許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第5条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

(1)～(6) 略

(使用料の徴収)

第6条 高等学校の生徒、学生又は一般人による二十世紀梨記念館の利用については、1人1回につき200円の使用料を徴収する。

(使用料の減免)

第7条 知事は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

<p><u>(利用料金)</u></p> <p><u>第9条</u> 二十世紀梨記念館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第8条に規定する協定で定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。</p> <p><u>2</u> 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。</p> <p><u>3</u> 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。</p> <p><u>(利用料金の減免)</u></p> <p><u>第10条</u> 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。</p> <p><u>(規則への委任)</u></p> <p><u>第11条</u> 略</p>	<p><u>(権限の委任)</u></p> <p><u>第8条</u> この条例に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。</p> <p><u>(規則への委任)</u></p> <p><u>第9条</u> 略</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第2条の規定による指定及び新条例第4条第1項若しくは第2項、第9条第2項又は第10条の規定による承認並びにこれらに関し必要な手続その他この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第54号

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章 総則（第1条— <u>第2条の5</u> ） 第2章～第6章 略 附則 <u>（指定管理者による管理）</u> <u>第2条の2 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、市場に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</u> <u>（1） 別表に掲げる施設（以下「市場施設」という。）の利用の許可に関する業務</u> <u>（2） 市場施設の使用料の徴収及び収納に関する業務</u> <u>（3） 市場の施設及び設備の維持管理に関する業務</u> <u>（4） 前3号に掲げるもののほか、市場の管理に関する業務（知事のみの特権に属するものを除く。）</u> <u>（指定管理者の選定の特例）</u> <u>第2条の3 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第6条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、市場の指定管理者の候補者を選定するものとする。</u>	目次 第1章 総則（第1条・ <u>第2条</u> ） 第2章～第6章 略 附則

(指定管理者の管理の期間)
 第2条の4 指定管理者が第2条の2に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該指定を受けた日）から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(開場時間及び休場日)
 第2条の5 市場の開場時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。
 2 市場の休場日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。
 3 前2項の規定にかかわらず、知事から指示があった場合その他規則で定める場合には、指定管理者は、第1項の開場時間及び前項の休場日を臨時に変更することができる。

第2章 市場関係事業者

(仲卸業務の許可)
 第3条 市場において卸売業者（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第1項の規定により知事の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。）から卸売を受けた水産物を仕分けし、又は調整して卸売業務施設において販売する業務（以下「仲卸業務」という。）を行おうとする者は、規則で定めるところにより、知事（地方自治法第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県水産事務所設置条例（平成12年鳥取県条例第28号）第1条の規定により設置された水産事務所の長。以下同じ。）の許可を受けなければならない。
 2及び3 略

(卸売予定数量等の報告)
 第30条 卸売業者は、毎開場日、卸売を予定している主要な水産物の種類、数量その他規則で定める事項をその日の卸売のための販売の開始時刻までに、指定管理者に報告しなければならない。
 2 卸売業者は、毎開場日、卸売をした主要な水産物の種類、数量、価格その他規則で定める事項をその日の卸売のための販売の終了後速やかに、指定管理

第2章 市場関係事業者

(仲卸業務の許可)
 第3条 市場において卸売業者（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第1項の規定により知事の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。）から卸売を受けた水産物を仕分けし、又は調整して卸売業務施設において販売する業務（以下「仲卸業務」という。）を行おうとする者は、規則で定めるところにより、知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあっては、当該委任を受けた鳥取県水産事務所設置条例（平成12年鳥取県条例第28号）第1条の規定により設置された水産事務所の長。以下同じ。）の許可を受けなければならない。
 2及び3 略

(卸売予定数量等の報告)
 第30条 卸売業者は、毎開場日、卸売を予定している主要な水産物の種類、数量その他規則で定める事項をその日の卸売のための販売の開始時刻までに、知事に報告しなければならない。
 2 卸売業者は、毎開場日、卸売をした主要な水産物の種類、数量、価格その他規則で定める事項をその日の卸売のための販売の終了後速やかに、知事に報

者に報告しなければならない。

- 3 卸売業者は、毎月の水産物の取扱状況について、規則で定めるところにより、指定管理者に報告しなければならない。

(卸売予定数量等の揭示)

第31条 指定管理者は、卸売業者から前条第1項又は第2項の規定による報告を受けたときは、直ちにその内容を市場内の指定管理者が別に定める場所に掲示するものとする。

(利用の許可)

第36条 市場において、市場施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- 2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 市場の施設及び設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市場の管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

- 3 指定管理者は、市場の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(行為の制限等)

第37条 何人も市場内においては、次の行為をしてはならない。ただし、第1号に掲げる行為については、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(1)～(5) 略

- 2 指定管理者は、前項本文の規定に違反した者に対しては、当該行為を制止し、又は市場からの退去その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

告しなければならない。

- 3 卸売業者は、毎月の水産物の取扱状況について、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

(卸売予定数量等の揭示)

第31条 知事は、卸売業者から前条第1項又は第2項の規定による報告を受けたときは、直ちにその内容を市場内の知事が別に定める場所に掲示するものとする。

(利用の許可)

第36条 市場において、別表に掲げる施設（以下「市場施設」という。）を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(行為の制限等)

第37条 何人も市場内においては、次の行為をしてはならない。ただし、第1号に掲げる行為については、前条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(1)～(5) 略

- 2 知事は、前項本文の規定に違反した者に対しては、当該行為を制止し、又は市場からの退去その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

<p>3 <u>指定管理者</u>は、第1項ただし書の規定による承認を受けた利用者に対しては、市場施設の返還の際、原状回復を命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命ずることができる。</p> <p>(利用許可の取消し)</p> <p>第38条 <u>指定管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>利用許可</u>を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>別表 (<u>第2条の2</u>、第39条関係) 略</p>	<p>3 <u>知事</u>は、第1項ただし書の規定による承認を受けた利用者に対しては、市場施設の返還の際、原状回復を命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命ずることができる。</p> <p>(利用の許可の取消し)</p> <p>第38条 <u>知事</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>第36条の許可</u>を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>別表 (<u>第36条</u>、第39条関係) 略</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例（以下「新条例」という。）第2条の2の規定による指定及び新条例第2条の5第1項又は第2項の規定による承認並びにこれらに関し必要な手続その他この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

鳥取県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年6月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第55号

鳥取県漁港管理条例の一部を改正する条例

鳥取県漁港管理条例（昭和34年鳥取県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（指定管理者による管理）</u></p> <p><u>第2条の2 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、甲種漁港施設のうち境漁港に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</u></p> <p><u>（1） 境漁港の維持管理に関する業務</u></p> <p><u>（2） 前号に掲げるもののほか、境漁港の管理に関する業務（知事のみの特権に属するものを除く。）</u></p> <p><u>（指定管理者の選定の特例）</u></p> <p><u>第2条の3 知事は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第6条第1項第1号及び第3項の規定により、同条例第4条第1項及び第5条の規定によらず、境漁港の指定管理者の候補者を選定するものとする。</u></p> <p><u>（指定管理者の管理の期間）</u></p> <p><u>第2条の4 指定管理者が第2条の2に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該指定を受けた日）から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</u></p> <p><u>（港内の秩序維持）</u></p> <p><u>第5条 知事（境漁港にあつては、指定管理者）は、</u></p>	<p><u>（港内の秩序維持）</u></p> <p><u>第5条 知事は、港内の秩序維持のため特に必要があ</u></p>

<p>港内の秩序維持のため特に必要があると認めるときは、港内にてい泊、停留又はけい留（以下「停けい泊」という。）をする船舟に対して移動を命ずることができる。</p>	<p>ると認めるときは、港内にてい泊、停留又はけい留（以下「停けい泊」という。）をする船舟に対して移動を命ずることができる。</p>
<p>（停けい泊禁止区域）</p>	<p>（停けい泊禁止区域）</p>
<p>第6条 略</p>	<p>第6条 略</p>
<p>2 船舟又はいかだは、停けい泊禁止区域内に停けい泊してはならない。ただし、知事（<u>境漁港にあっては、指定管理者</u>）の許可を受けた場合は、この限りでない。</p>	<p>2 船舟又はいかだは、停けい泊禁止区域内に停けい泊してはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。</p>
<p>（危険物等についての制限）</p>	<p>（危険物等についての制限）</p>
<p>第7条 爆発物その他の危険物（当該船舟の使用に供するものを除く。）又は衛生上有害と認められるもの（以下「危険物等」という。）を積載した船舟は、知事（<u>境漁港にあっては、指定管理者</u>）の指示した場所でなければ停けい泊をしてはならない。</p>	<p>第7条 爆発物その他の危険物（当該船舟の使用に供するものを除く。）又は衛生上有害と認められるもの（以下「危険物等」という。）を積載した船舟は、知事の指示した場所でなければ停けい泊をしてはならない。</p>
<p>2 危険物等の荷役をしようとする者は、知事（<u>境漁港にあっては、指定管理者</u>）の許可を受けなければならない。</p>	<p>2 危険物等の荷役をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>（放置物件の除去命令）</p>	<p>（放置物件の除去命令）</p>
<p>第8条 漁港の区域内の水域における漂流物、沈没物その他の物件又は甲種漁港施設内に放置された物件が漁港の利用を著しく阻害するおそれがあるときは、知事（<u>境漁港にあっては、指定管理者</u>）は、当該物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずることができる。</p>	<p>第8条 漁港の区域内の水域における漂流物、沈没物その他の物件又は甲種漁港施設内に放置された物件が漁港の利用を著しく阻害するおそれがあるときは、知事は、当該物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずることができる。</p>
<p>（陸揚輸送等の区域における利用の調整）</p>	<p>（陸揚輸送等の区域における利用の調整）</p>
<p>第10条 略</p>	<p>第10条 略</p>
<p>2 知事（<u>境漁港にあっては、指定管理者</u>）は、前項の指定区域内にある甲種漁港施設の運営上必要があると認めるときは、当該漁港施設において漁獲物等の陸揚又は船積を行う者に対し、陸揚又は船積を行う場所、<u>時間</u>その他の事項につき必要な指示をすることができる。</p>	<p>2 知事は、前項の指定区域内にある甲種漁港施設の運営上必要があると認めるときは、当該漁港施設において漁獲物等の陸揚又は船積を行う者に対し、陸揚又は船積を行う場所若しくは<u>時間</u>その他の事項につき必要な指示をすることができる。</p>
<p>3 船舟は、前項の甲種漁港施設において漁獲物等の陸揚及び船積が終ったときは、<u>速やかに</u>第1項の指定区域外に移動しなければならない。ただし、知事（<u>境漁港にあっては、指定管理者</u>）が当該区域の利用上支障がないと認めて許可した場合は、この限りでない。</p>	<p>3 船舟は、前項の甲種漁港施設において漁獲物等の陸揚及び船積が終ったときは、<u>すみやかに</u>第1項の指定区域外に移動しなければならない。ただし、知事が当該区域の利用上支障がないと認めて許可した場合は、この限りでない。</p>

<p>4 略</p> <p>(利用の届出)</p> <p>第11条 甲種漁港施設(航路を除く。)を利用しようとする者は、あらかじめ知事(境漁港にあつては、<u>指定管理者</u>)に届け出なければならない。この場合において、輸送施設については、知事が指定したものに限る。</p> <p>2 略</p> <p>(罰則)</p> <p>第17条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第5条若しくは第8条の規定による知事(境漁港にあつては、<u>指定管理者</u>)の命令に従わない者又は第14条第1項若しくは第15条第1項の規定による知事の命令に従わない者</p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>4 略</p> <p>(利用の届出)</p> <p>第11条 甲種漁港施設(航路を除く。)を利用しようとする者は、あらかじめ知事に届け出なければならない。この場合において、輸送施設については、知事が指定したものに限る。</p> <p>2 略</p> <p>(罰則)</p> <p>第17条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第5条、第8条、第14条第1項又は第15条第1項の規定による知事の命令に従わない者</p> <p>(3)～(5) 略</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県漁港管理条例(以下「新条例」という。)第2条の2の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県漁港管理条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。